

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）活用事業（令和6年度）

R7年1月時点

No.	補助・単独	経済対策との関係	事業名【所管課】	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数・単価等） ④事業の対象（交付対象者・交付施設等）	事業始期	事業終期	総事業費			
							交付対象経費	国庫補助額	その他	
1	単独	I.物価高騰から国民生活を守る	俱知安くらしの生活応援給付金支給事業【物価高騰対策給付金】	①物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金総額 120,700千円 R6年度の新たな住民税非課税世帯 140世帯×100千円 R6年度の新たな住民税均等割のみ課税世帯 7世帯×100千円 こども加算 280人×50千円 調整給付 4,600人×20千円 事務費 5,895千円（需用費、役務費、システム改修負担金） ④R6年度分の住民税非課税世帯（140世帯） R6年度の新たな住民税均等割のみ課税世帯（7世帯） こども加算（280人） 定額減税を補足する給付の対象者（4,600人）	R6.6	R7.2	126,595	126,595	-	-
2	単独	II.物価高の克服	学校給食費負担軽減事業	①以前続いている物価高騰下においても、保護者負担を増やすことなく、物価高騰相当分の賄材料費を増額し、児童生徒の成長に不可欠な学校給食をこれまで通り提供することで、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減を図る。 ②物価高騰による賄材料費の増額分を交付対象経費とする。 ③賄材料費（物価高騰相当分） 6,534千円 1日当たり提供人数×1食当たり補助価格×給食日数 1,100食×30円×198日=6,534,000円 ④児童生徒の保護者（学校職員分の給食費を対象としない）	R7.1	R7.3	6,534	6,534	-	-
3	単独	II.物価高の克服	馬鈴薯生産振興対策事業（種子馬鈴薯購入費助成）	①円安や国際情勢の影響による農薬資材費等の価格高騰が継続している状況の他、過去にない高温障害に起因する農作物の収量低下や品質不良が農業経営に影響を及ぼしていることを踏まえ、基幹作物である馬鈴薯の種子購入費の一部を支援することにより、農業者が事業継続できるよう農業経営を支援する。 ②馬鈴薯の種子購入費の一部を助成する経費を交付対象経費とする。 ③種子馬鈴薯購入費助成金 17,200千円（補助限度額300千円） ・LM配布規格(60g~189g)の種子馬鈴薯 1俵(50kg)につき1,000円×15,160俵=15,160千円 ・LM配布規格(60g~189g)の種子馬鈴薯(原種) 1俵(50kg)につき1,200円×1,700俵=2,040千円 <一般財源 3,440千円充当> ④町内の農業者 124件	R7.1	R7.3	17,200	13,760	-	3,440
4	単独	II.物価高の克服	エネルギー価格高騰対策事業者支援金事業	①エネルギー価格高騰に影響を受ける町内の事業者の負担を軽減するため、支援金を交付し、事業継続の下支えをする。 ②町内に本店を置く法人または本町に住居登録がある個人事業主であるもの、若しくは町内で介護施設・福祉施設・保育施設を運営している法人格を有する事業者で、今後も事業を継続する意思があることに支援金を支給するため経費を交付対象経費とする。 ③支援金 25,800千円 一事業者 489事業者×一律50千円=24,450千円 介護・福祉・保育施設運営対象者 6事業者×100千円=600千円 介護・福祉・保育施設複数運営対象者 5事業者×150千円=750千円 郵送料（交付決定通知等） 55千円（110円×500件） 振込手数料 70千円（140円×500件） <一般財源 5,925千円充当> ④町内に本店を置く法人または本町に住居登録がある個人事業主若しくは、町内で介護施設・福祉施設・保育施設を運営している法人格を有する事業者 約500事業者	R7.1	R7.3	25,925	20,000	-	5,925
5	単独	II.物価高の克服	町内会等交付金（エネルギー価格高騰対策支援）支給事業	①長引くエネルギー価格・物価高騰の中町内の夜間における犯罪防止と通行の安全のために街路防犯灯を設置、維持管理する町内会等に対し、街路防犯灯電気料金を交付し町内会等の経費の負担軽減を図る。 ②町内会等へ街路防犯灯電気料金を交付する経費を交付対象経費とする。 ③交付金 2,151千円（73町内会等分） （町内会等の区分に応じ、1年間に支払った電気料金に100分の55または100分の15を乗じて得られる額 <一般財源 395千円充当> ④俱知安町町内会等交付金交付要綱により令和6年度交付金を受けている73町内会等	R7.1	R7.3	2,151	1,756	-	395
6	単独	II.物価高の克服	公共交通・物流事業者支援金支給事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも町民生活に必要な公共交通の維持や、物流の確保に努めている事業者へ支援金を支給することにより、エネルギー価格高騰に対する影響緩和を図る。 ②公共交通の維持や、物流の確保に努めている事業者へ支給する支援金を交付対象経費とする。 ③公共交通・物流事業者支援金 6,200千円 生活路線バス運行事業者300千円×2事業者=600千円、タクシー事業者登録車両1台20千円×55台=1,100千円、貨物自動車運送事業者車両1台20千円×200台=4,000千円、貨物軽自動車運送事業者車両1台10千円×50台=500千円（貨物軽自動車運送事業者上限100千円、それ以外300千円） <一般財源 1,200千円充当> ④下記要件（1）から（3）のいずれかを満たす事業者 （1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であって、町内の営業キロ数が全路線延長の80パーセント以上である路線を有する事業者、（2）同法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送業（障害者等の運送に業務範囲を限定した許可を受けた福祉タクシー業を除く。）を営む者であって町内に事業所を置くタクシー事業者及び俱知安町高齢者ハイヤー（バス）利用助成券交付事業等の受託事業者として本町と契約を締結している事業者、（3）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第2条第2項の貨物自動車運送事業又は第2条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者であって、町内に本社を有する事業者	R7.1	R7.3	6,200	5,000	-	1,200
計							184,605	173,645	-	10,960